

株 主 各 位

大阪市中央区備後町二丁目4番9号
東邦金属株式会社
代表取締役社長 三喜田 浩

第68回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成30年6月26日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市中央区今橋四丁目4番11号 大阪倶楽部4階 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報告事項 | | 第68期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役8名選任の件 |
| 第2号議案 | | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tohokinzoku.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tohokinzoku.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）におけるわが国経済は、政府や日銀による経済・金融政策を背景に外需回復による輸出増加や生産の持ち直し等により、企業収益が好調に推移し、個人消費に力を欠くものの雇用・所得環境の改善が進むなど回復基調が続きました。

海外においても、米国経済は好調に推移し、欧州経済や新興国経済も回復基調で推移しましたが、米国の政策変更による世界経済への影響、中東や東アジアにおける地政学リスクの強まり、英国のEU離脱交渉の難航等、依然として景気の下振れリスクがあります。

このような状況下、当社は安定した利益の確保を最重要課題に掲げ、売上高の確保及び材料歩留改善、生産性改善、購入価格低減、固定費削減などの原価低減活動に注力しました。

売上高は、前期堅調であった鉱山土木用工具の販売が、工事現場での工期の遅れにより減少しましたが、市況価格連動に伴う販売価格の上昇や合金及び電気・電子部品等の販売が堅調に推移した結果、前年比9.9%増の3,669百万円（前期3,338百万円）となりました。

損益面は、市況価格上昇に伴う販売価格の上昇や原価低減活動に注力した結果、売上総利益は前年比21.6%の増益となりましたが、販売費及び一般管理費において、債権の回収懸念先に対する貸倒引当金繰入額122百万円により、営業利益45百万円（前期49百万円）となり、経常利益は60百万円（前期54百万円）、当期純利益は24百万円（前期74百万円）となりました。

セグメント区分別の状況は、次のとおりであります。

（電気・電子）

タングステン・モリブデン製品の売上高は、1,678百万円（前期1,573百万円）と6.7%の増収となりました。

合金及び電気・電子部品の売上高は、ヒートシンクや合金の販売増により594百万円（前期545百万円）と8.9%の増収となりました。

その他製品は、自動車部品販売において鉱石価格上昇に伴う販売価格の上昇や新規取引先への販売により、売上高は964百万円（前期 741百万円）と30.0%の増収となりました。

この結果、電気・電子合計の売上高は3,237百万円（前期 2,860百万円）と13.2%の増収となり、営業利益は、貸倒引当金繰入額122百万円の計上の影響がありました。75百万円（前期 32百万円）となりました。

（超硬合金）

超硬合金は、鉱山土木用工具の販売が工期の遅れにより、売上高は431百万円（前期 477百万円）と9.6%の減収となり、営業損失29百万円（前期 営業利益16百万円）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度における設備投資の総額は146百万円であり、主な内容は、設備の更新及び生産改善設備であります。これに要した資金は自己資金によっております。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第 65 期 (平成27年 3 月期)	第 66 期 (平成28年 3 月期)	第 67 期 (平成29年 3 月期)	第68期(当事業年度) (平成30年 3 月期)
売 上 高 (千円)	3,764,391	3,315,165	3,338,351	3,669,186
経 常 利 益 (千円) (△は損失)	95,551	△66,317	54,296	60,969
当 期 純 利 益 (千円) (△は純損失)	72,474	△58,283	74,191	24,129
1 株 当 当 期 純 利 益 (円) (△は純損失)	3.12	△2.51	3.20	10.40
総 資 産 (千円)	4,602,302	4,191,782	4,484,672	4,809,906
純 資 産 (千円)	2,114,022	1,985,633	2,154,151	2,302,479
1 株 当 当 期 純 資 産 (円)	91.13	85.60	92.87	992.84

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
3. 当社は、平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式を10株につき1株の割合をもって株式併合を実施したため、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 対処すべき課題

適正な利益を継続的に確保すべく、以下の重点政策に取り組んで参ります。

- ① 販売力・購買力の強化
 - ・新規製品の販売活動の強化及び既存製品の拡販。
 - ・価格競争力を高め、利益基盤を強化するためグローバルでの最適購買を目指す。
- ② モノづくり力を高める
 - ・工法改革、ロボット導入、作業管理の強化による生産性の向上。
 - ・納期短縮改善及び顧客迷惑度“0”の品質を目指し、顧客信頼度を高める。
- ③ 技術・開発力の向上
 - ・開発マネジメントの強化を図り、研究開発効率を高める。
 - ・販売活動と連動した戦略的商品の開発により拡販に貢献する。
 - ・市場ニーズを先取りした商品開発。
- ④ 企業価値の向上
 - ・ガバナンスの強化及び内部統制の強化。
 - ・安全、安心な快適職場を目指す。
 - ・人、地域、地球にやさしいE C Oライフの実現。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

タングステン・モリブデン部門	蛍光灯及びハロゲンランプ用ワイヤー、放電灯用タングステン電極、高純度タングステン線棒及び加工部品、タングステン釣糸、照明灯用サポート・アンカー・マンドレル及びブリード用ワイヤー、高温炉用構造部品、マグネトロン部品、タングステン・モリブデン板及び板加工品、TIG溶接用電極、放射線防護服
合金及び電気・電子部品部門	銅タングステン及び銀タングステン合金製品、タングステン接点、タングステン重合金製品
超硬合金部門	削岩機用・穿孔機用の各種ビット、都市土木用各種ビット、耐摩耗部品、鉱山用・耐摩耗用及び切削用超硬合金チップ、軟弱地盤穿孔用補助工具システム、地雷除去機用部品
その他部門	各種焼結電極、溶湯测温用モリブデン合金シース、砥粒他

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

営業所	本社	大阪市中央区
	東京支店	東京都港区
工場	門司工場	北九州市門司区
	寝屋川工場	大阪府寝屋川市

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

使用人数（前事業年度末比）	平均年齢	平均勤続年数
134名（3名減）	39.4才	17.4年

- (注) 1. 上記使用人数は正社員数であり、使用人兼務取締役は含まれておりません。
2. この他、派遣及びパートタイマー等臨時従業員数は148名であります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先及び借入額（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
	千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	475,000
株式会社伊予銀行	378,180
株式会社商工組合中央金庫	227,457
株式会社みずほ銀行	50,000
日本生命保険相互会社	40,000

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 2,338,001株
 (3) 事業年度末の株主数 2,467名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
太陽鋳工株式会社	704,625	30.38
双日株式会社	126,800	5.47
共栄火災海上保険株式会社	117,270	5.06
松井証券株式会社	72,500	3.13
株式会社三菱東京UFJ銀行	66,394	2.86
株式会社三井住友銀行	54,951	2.37
三菱UFJ信託銀行株式会社	48,252	2.08
嶋 政 人	40,800	1.76
東邦金属協力会社持株会	37,309	1.61
株式会社ニチリン	28,800	1.24

(注) 持株比率は自己株式（18,909株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成29年6月27日開催の第67回定時株主総会において、当社普通株式について10株を1株に併合する旨が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日（平成29年10月1日）をもって、発行可能株式総数は43,200,000株減少し、4,800,000株となり、発行済株式の総数は21,042,011株減少し、2,338,001株となっております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	三 喜 田 浩		
常 務 取 締 役	藤 原 一 信	生産営業部門担当	
常 務 取 締 役	法 福 英 志	管理部門担当	
取 締 役	森 本 幾 雄	総務部長兼経理部長	
取 締 役	小 樋 誠 二	生産本部長兼技術開発部長	
取 締 役	岩 隈 和 夫	門司工場長	
取 締 役	渡 部 聡	超硬部長	
取 締 役	鈴 木 一 史		太陽鉦工株式会社取締役副社長
常 勤 監 査 役	山 下 泰 之		
監 査 役	飯 島 宗 文		
監 査 役	深 瀬 真 一		日本精化株式会社取締役執行役員管理本部長兼経理部長

- (注) 1. 取締役 鈴木一史氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 飯島宗文及び監査役 深瀬真一の両氏は、社外監査役であります。
3. 渡部 聡氏は平成29年6月27日開催の第67回定時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
4. 取締役 森本幾雄氏は、平成30年4月1日付で総務部長兼経理部長から総務部長に担当が変更になっております。
5. 監査役 深瀬真一氏は、平成30年4月1日付で日本精化株式会社取締役執行役員管理本部長兼経理部長から日本精化株式会社取締役執行役員管理本部長に異動しております。
6. 当社は、監査役 飯島宗文及び監査役 深瀬真一の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数(名)	報 酬 等 の 額 (千円)
取 締 役	8	80,552
監 査 役	3	15,487
合 計	11	96,039

- (注) 1. 上記報酬等の額には社外取締役及び社外監査役に支払った報酬等の額を含めております。
2. 上記報酬等の額には当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額16,250千円(取締役14,150千円、監査役2,100千円)を含めております。
3. 上記報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人給与31,383千円は含まれておりません。
4. 昭和60年6月28日定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を月額7,000千円以内(但し、使用人給与とは含まない)、監査役の報酬限度額を月額2,000千円以内と定めております。

(3) 責任限定契約の概要

当社は、鈴木一史氏、山下泰之氏、飯島宗文氏及び深瀬真一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 鈴木一史氏は、太陽鉱工株式会社の取締役副社長を兼務しております。同社は当社の発行済株式の30.38%を保有する株主であり、当社は同社よりモリブデン原材料の購入を行っております。

監査役 深瀬真一氏は、日本精化株式会社の取締役を兼務しております。同社は当社の発行済株式の1.14%を保有する株主であります。同社と当社の間には取引関係はありません。

② 主要な取引先等の特定関係事業者との関係

取締役 鈴木一史氏の3親等以内の親族である鈴木一誠氏は、当社の主要な取引先である太陽鉱工株式会社の代表取締役社長であります。

③ 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	鈴木一史	海外業務の経験に加え、当社に関する業界に精通し、幅広い見識に基づき企業経営について適切な意見を述べるとともに、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席しております。
監査役	飯島宗文	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。当事業年度開催の監査役会11回のすべてに出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップとの意見交換会に参加するとともに、適宜事業所の現場往査を行っております。
監査役	深瀬真一	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。当事業年度開催の監査役会11回のすべてに出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップとの意見交換会に参加するとともに、適宜事業所の現場往査を行っております。

④ 社外役員の報酬等の総額

	支給人数(名)	報酬等の額(千円)
社外役員の報酬等の総額等	3	9,337

4. 会計監査人に関する事項

- (1) 名 称 新日本有限責任監査法人
(2) 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 14,800千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 14,800千円

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当該事業年度における監査計画について、計画の内容、監査日数及び時間、並びに過年度の監査計画と実績の検証と評価をし、監査の遂行状況の相当性及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか会計監査人の解任又は不再任の決定は、法令違反等による懲戒処分や欠格事由の有無、独立性、内部管理体制、監査品質及び品質管理体制、監査報酬の水準、監査活動の適切性等の職務の執行に関する事項を総合的に判断する方針に基づき、検証の結果、会計監査人として相当性が認められない場合は、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該議案を株主総会へ提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、平成18年5月26日開催の取締役会におきまして、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

なお、本決議は適宜に改定を行っており、下記は最新の決議の内容であります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は取締役及び使用人が法令、定款その他の社会的規範に従って事業を運営するため東邦金属行動憲章を宣言し、コンプライアンス体制の基盤となる東邦金属行動指針を策定しています。
- b. 東邦金属行動憲章の遵守を徹底するため、倫理規定その他の関連規定を整備するほか、内部監査室を設置しています。万一違反が発見された場合は、すみやかに当社のコンプライアンス委員会において報告し、その解決策を決定します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は法令及び情報管理規定、プライバシー・ポリシー、株主さまの個人情報に関する方針その他の社内規定に基づき、適切に文書及び情報の保存及び管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- a. 当社はISO9001及びISO14001の認証を受け、当社が損失の危険として最も重要視すべき品質管理及び環境保全に対し、積極的に取り組んでいます。
- b. 各部長は、その担当する部門において発生する可能性がある安全衛生、環境・防災、品質、情報管理、知的財産その他の事業上のリスクを適切に把握・評価し、その発生の未然防止を図ります。
- c. 事業運営に重大な影響を与える経営危機が発生したときは、あらかじめ定める危機管理規定に従い、緊急対策本部を設置して対応します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は取締役会を定期的に、また、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。

- b. 取締役会の機能をより機動的かつ強化されたものとし経営の効率を向上させるため、毎月1回経営会議を開催しています。ここでは、経営に関する重要な事項について意思決定を行うほか、経営計画及び経営方針を策定し発表を行っています。
 - c. 日常的な業務については個別に決裁権限を定め、効率性と慎重性を兼ね備えた業務執行を実現しています。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役が使用人の設置を求めた場合は、当社は、その業務補助のため監査役スタッフを任命します。
 - b. 監査役スタッフの人事異動、報酬、懲戒その他の人事考課については、取締役が監査役の同意を得て行うものとします。
- ⑥ 監査役への報告に関する体制
- a. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項、当社に著しい影響をおよぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部通報のあった事実その他の重要事項を遅滞なく報告するものとします。
 - b. 取締役または使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められたときは、これに応じるものとします。
 - c. 規定により整備している内部通報制度を通じ、使用人は監査役に対し匿名で通報することができるほか、取締役、使用人及び監査役は通報した使用人が不利益な処遇を受けることがないよう、十分な配慮を図るものとします。
- ⑦ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する体制
- 監査役から旅費交通費その他費用の前払いまたは償還の請求があったときは、その費用が職務に関するものと認められるかぎり、社内規定に従い迅速にお支払いいたします。
- ⑧ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとします。
 - b. 監査役は、取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行うなど、緊密な連携を保つものとします。

(2) 体制の運用状況の概要

取締役会は当事業年度13回開催し、決議事項等を具体的に定めた社内規程に従って審議を行い、迅速に意思決定するとともに、取締役の業務の執行を監督しております。

コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会を当事業年度4回開催するとともに、コンプライアンス研修を実施し、法令違反・不正行為等の予防、早期発見に努めております。

監査役は、監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等の重要会議の出席、重要な決議書類の閲覧、代表取締役社長を含めた取締役、内部監査室、品質保証部並びに会計監査人との間の情報交換等により監査の実効性を高めております。

内部監査室は法令・規程遵守の観点から、業務全般にわたる内部監査を実施するとともに、通報制度の運用等を実施しております。

品質保証部は品質管理及び環境保全の観点から、業務全般にわたる内部監査を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率、「使用人の状況」の平均年令、平均勤続年数、及び「財産及び損益の状況」の1株当たり情報は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,752,387	流動負債	1,491,166
現金及び預金	341,812	支払手形	31,096
受取手形	241,055	買掛金	187,662
電子記録債権	159,565	電子記録債務	314,513
売掛金	673,947	短期借入金	360,000
商品及び製品	83,220	1年内返済予定の長期借入金	310,092
仕掛品	752,355	リース債務	14,269
原材料及び貯蔵品	479,684	未払金	91,932
前払費用	28,320	未払法人税等	47,537
その他	3,298	未払費用	22,857
貸倒引当金	△10,874	前受金	2,957
固定資産	2,057,519	預り金	10,858
有形固定資産	1,184,588	賞与引当金	59,632
建物	143,889	営業外電子記録債務	37,754
構築物	9,409	固定負債	1,016,260
機械及び装置	162,292	長期借入金	500,545
車両運搬具及び工具器具備品	39,841	リース債務	26,122
土地	782,785	繰延税金負債	140,941
リース資産	40,309	退職給付引当金	248,311
建設仮勘定	6,060	役員退職慰労引当金	84,365
無形固定資産	23,514	環境対策引当金	1,802
ソフトウェア	17,646	資産除去債務	9,672
リース資産	1,784	その他	4,500
電話加入権	4,084	負債合計	2,507,426
投資その他の資産	849,415	純資産の部	
投資有価証券	702,693	株主資本	1,901,593
関係会社株式	16,435	資本金	2,531,828
その他	259,307	資本剰余金	237,794
貸倒引当金	△129,020	その他資本剰余金	237,794
資産合計	4,809,906	利益剰余金	△840,691
		その他利益剰余金	△840,691
		繰越利益剰余金	△840,691
		自己株式	△27,337
		評価・換算差額等	400,886
		その他有価証券評価差額金	400,886
		純資産合計	2,302,479
		負債及び純資産合計	4,809,906

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,669,186
売 上 原 価		2,988,747
売 上 総 利 益		680,439
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		634,697
営 業 利 益		45,742
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	15,756	
為 替 差 益	6,459	
受 取 保 険 金	4,037	
そ の 他	2,243	28,495
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,571	
そ の 他	697	13,268
経 常 利 益		60,969
特 別 損 失		
減 損 損 失	814	814
税 引 前 当 期 純 利 益		60,155
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	36,025	36,025
当 期 純 利 益		24,129

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平成29年4月1日残高	2,531,828	237,794	237,794	△864,821	△864,821	△26,714	1,878,087
事業年度中の変動額							
当期純利益				24,129	24,129		24,129
自己株式の取得						△ 624	△ 624
自己株式の処分						0	0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	24,129	24,129	△ 623	23,506
平成30年3月31日残高	2,531,828	237,794	237,794	△840,691	△840,691	△27,337	1,901,593

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成29年4月1日残高	276,064	276,064	2,154,151
事業年度中の変動額			
当期純利益			24,129
自己株式の取得			△ 624
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	124,821	124,821	124,821
事業年度中の変動額合計	124,821	124,821	148,327
平成30年3月31日残高	400,886	400,886	2,302,479

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

東邦金属株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石田博信 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 上田美穂 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦金属株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場等主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月23日

東邦金属株式会社 監査役会

常勤監査役 山下 泰之 ㊟
社外監査役 飯島 宗文 ㊟
社外監査役 深瀬 真一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	み き た ひろし 三喜田 浩 昭和22年9月13日生	昭和45年4月 当社入社 平成8年4月 当社大阪営業部部长 平成12年7月 当社営業本部副本部长兼大阪営業部部长 平成13年7月 当社東京支店長兼営業本部副本部长兼大阪営業部部长兼東京営業部部长 平成14年6月 当社取締役東京支店長兼営業部部长 平成18年4月 当社取締役営業部部长 平成18年6月 当社取締役営業部部长兼大阪営業部部长 平成19年4月 当社取締役営業部部长 平成20年6月 当社常務取締役営業部門兼技術開発部門兼品質保証部門担当 平成21年6月 当社常務取締役総務経理担当 平成22年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	4,600株
(取締役候補者とした理由について) 三喜田浩氏は、長年にわたり当社の代表取締役として経営に携わった経験から、今後は代表取締役を補佐する立場で、当社の企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	ふじ わら かず のぶ 藤原 一信 昭和37年1月10日生	昭和60年11月 太陽鋳工株式会社入社 平成14年7月 同社営業部大阪支店長 平成18年10月 同社京都工場工場長 平成21年12月 同社福井工場工場長 平成25年4月 当社囑託 平成25年6月 当社取締役営業本部長兼東京支店長 平成27年6月 当社常務取締役 現在に至る	900株
	(取締役候補者とした理由について) 藤原一信氏は、太陽鋳工株式会社において支店長及び工場長を歴任した経験に加え、当社取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有していることから、収益改善を推進する適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
3	ほう ふく ひで し 法福英志 昭和27年3月21日生	昭和49年4月 当社入社 平成14年10月 当社営業本大阪営業部部长 平成18年6月 当社寝屋川工場工場長 平成20年6月 当社取締役寝屋川工場長 平成22年6月 当社常勤監査役 平成28年6月 当社常務取締役 現在に至る	2,810株
	(取締役候補者とした理由について) 法福英志氏は、営業部門及び生産部門における豊富な経験と実績に加え、監査役としての豊富な経験に基づき、今後のコンプライアンス、コーポレートガバナンスの一層の向上を推進する適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	森本幾雄 <small>もり もと いく お</small> 昭和30年2月19日生	昭和53年4月 株式会社ニチリン入社 平成8年10月 同社経理部部长 平成25年6月 当社監査役 平成26年4月 株式会社ニチリン経理部主幹 平成26年6月 当社取締役経理部長 平成28年6月 当社取締役総務部長兼経理部長 平成30年4月 当社取締役総務部長 現在に至る	600株
(取締役候補者とした理由について)			
森本幾雄氏は、株式会社ニチリンにおける経理部部长の経験と実績に加え、当社監査役及び取締役としての経験から、財務及び会計の観点に立ち、経営効率化を推進する適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
5	小樋誠二 <small>こ ひ せい じ</small> 昭和33年6月20日生	昭和56年4月 当社入社 平成18年4月 当社品質保証部部长 平成20年4月 当社深川工場工場長 平成22年6月 当社品質保証部部长 平成23年4月 当社門司工場工場長 平成25年8月 当社品質保証部部长 平成25年10月 当社内部監査室室長兼品質保証部部长 平成26年4月 当社寝屋川工場工場長 平成28年4月 当社生産本部本部長兼技術開発部部长 平成28年6月 当社取締役生産本部長兼技術開発部部长 現在に至る	1,300株
(取締役候補者とした理由について)			
小樋誠二氏は、長年にわたり当社の生産部門及び品質保証部門に携わった経験から、技術者としての幅広い知識を有していることに加え、当社取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有していることから、取締役会を運営、統括し、また経営戦略の実行、推進をする適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
6	いわ くま かず お 岩 隈 和 夫 昭和35年7月4日生	昭和59年4月 当社入社 平成25年7月 当社門司工場工場長 平成28年6月 当社取締役門司工場長 現在に至る	1,061株
	(取締役候補者とした理由について) 岩隈和夫氏は、長年にわたり当社の生産部門に携わった経験から、技術者としての幅広い知識を有し、また工場運営の経験を生産の側面から経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		
7	わた なべ さとし 渡 部 聡 昭和31年9月12日生	昭和56年4月 当社入社 平成18年6月 当社技術開発部部长 平成22年6月 当社寝屋川工場工場長 平成23年4月 当社営業部部长兼東京支店支店長 平成25年7月 当社技術開発部部长 平成28年4月 当社寝屋川工場工場長 平成28年10月 当社超硬部部长 (嘱託) 平成29年6月 当社取締役超硬部部长 現在に至る	2,249株
	(取締役候補者とした理由について) 渡部聡氏は、長年にわたり当社の生産部門及び技術開発部門に携わった経験から、技術者としての幅広い知識を有し、また工場運営の経験を生産及び技術の側面から経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
8	すず き かず ふみ 鈴木 一 史 昭和51年2月11日生	平成10年4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社 平成17年7月 Sojitz (Malaysia) Sdn.Bhd. 出向 平成20年4月 Sojitz Taiwan Corporation（台湾 双日股份有限公司）出向 平成25年10月 太陽鋳工株式会社入社 開発部部長 平成26年6月 同社取締役開発部長 平成27年6月 同社常務取締役 平成27年6月 当社取締役 現在に至る 平成29年6月 太陽鋳工株式会社取締役副社長 現在に至る （重要な兼職の状況） 太陽鋳工株式会社取締役副社長	0株
（社外取締役候補者とした理由について） 鈴木一史氏は、双日株式会社において海外業務を行った経験に加え、当社に関する業界に精通し、幅広い見識を有していることから、社外取締役として適切な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は3年であります。			

- (注)
1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 鈴木一史氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 鈴木一史氏は、現に、当社の特定関係事業者である太陽鋳工株式会社の取締役を兼務しております。
 4. 責任限定契約について
 当社は社外取締役鈴木一史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結しております。つきましては、同氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 山下泰之氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
やま した やす ゆき 山下泰之 昭和31年1月16日生	平成15年1月 当社入社 平成25年10月 当社総務部部长 平成28年2月 当社嘱託 平成28年6月 当社常勤監査役 現在に至る	1,192株
(監査役候補者とした理由について) 山下泰之氏は、総務部部长を務めた経験に基づき、コンプライアンスの観点に立ち、且つ客観的な見地から、当社の監査に携わっていただけるものと判断し、引き続き監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約について
当社は監査役山下泰之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結しております。つきましては、同氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとしたします。

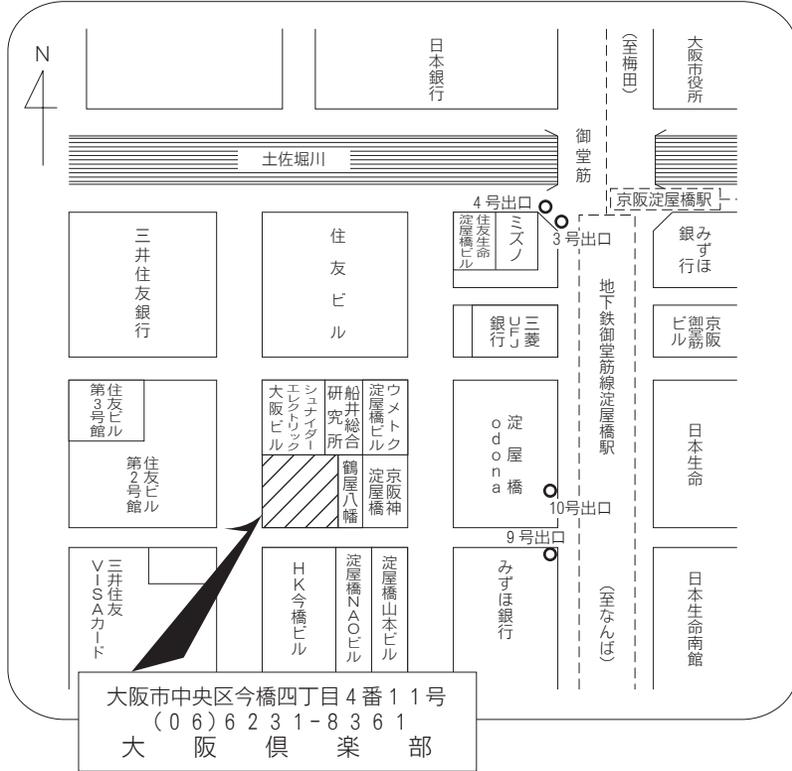
補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">木村敏文 昭和27年12月9日生</p>	<p>昭和50年4月 太陽鉦工株式会社入社 平成13年7月 同社経理部部长 平成18年5月 陽和興産株式会社監査役 現在に至る 平成18年5月 太陽ビルディング株式会社監査役 現在に至る 平成18年7月 太陽鉦工株式会社営業部大阪支店支店長 平成19年6月 同社取締役総務部部长兼経理部部长 平成25年4月 同社取締役福井工場長 平成25年8月 鈴木薄荷株式会社監査役 現在に至る 平成27年6月 太陽鉦工株式会社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 太陽鉦工株式会社監査役 太陽ビルディング株式会社監査役 鈴木薄荷株式会社監査役 陽和興産株式会社監査役</p>	0株
<p>(補欠の社外監査役候補者とした理由について) 木村敏文氏は、太陽鉦工株式会社において経理部部长を務め、また多数の企業における監査役としての豊富な経験に基づき、財務及び会計の観点に立ち、且つ客観的な見地から、当社の監査に携わって頂けるものと判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者といたしました。</p>		

- (注)
1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 木村敏文氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 木村敏文氏は、現に、当社の特定関係事業者である太陽鉦工株式会社の監査役を兼務しております。また、過去5年間に、同社の取締役となったことがあります。
 4. 責任限定契約について
 補欠監査役候補者木村敏文氏が当社監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内



当会場の最寄り駅は、地下鉄(御堂筋線)及び京阪電鉄淀屋橋各駅より歩いて約7分

○印は、地下鉄(及び京阪電鉄)出入口

なお、会場の駐車場は利用できませんので、総会会場へは公共の交通機関をご利用ください。